

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成27年4月より**保険料**が変わります！

## ●後期高齢者支援金分保険料

全ての保険者  
(0歳以上75歳未満)

**3,300円**  
新

← 3,400円  
旧

### 保険料の月額

種別	介護 保険料	月額	内 訳
			(医療給付分+後期高齢者支援金分+介護)
甲種組合員	あり	<b>22,900</b> + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,300 + 3,600
	なし	<b>19,300</b> + 所得割額	所得割額+16,000 + 3,300
乙種組合員	あり	<b>15,400</b>	8,500 + 3,300 + 3,600
	なし	<b>11,800</b>	8,500 + 3,300
勤務医	あり	<b>18,400</b>	11,500 + 3,300 + 3,600
	なし	<b>14,800</b>	11,500 + 3,300
甲乙種家族	あり	<b>10,900</b>	4,000 + 3,300 + 3,600
	なし	<b>7,300</b>	4,000 + 3,300

当月分の保険料は、当月の24日に引き落としとなります。  
(24日が土・日・祝日の場合は銀行の翌営業日)  
保険料の明細書は、原則毎月5日の発送物に同封いたします。

## 医療機関の適正受診にご協力ください

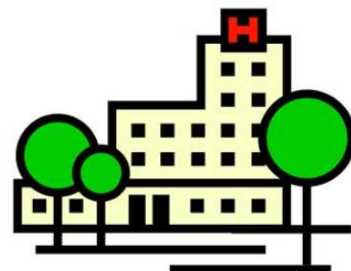
国民健康保険から支払われる医療費は、皆様からいただく保険料や国の補助金等で賄われています。医療費を有効に使うためにも、日頃から次のことにご留意ください。

### 1. かかりつけ医をもちましょう

病歴や体質などを把握してくれらるので、効果的な治療を受けられます。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。

### 2. 休日や夜間の診療は控えましょう

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診しましょう。時間外の診察は加算料金が発生します。



### 3. 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が増加するばかりではなく、何度も検査や処置・投薬などを行うので体にも負担がかかります。

### 4. 柔道整復師(整骨院・接骨院)での治療は制約があります

業務上並びに通勤災害以外で発生した負傷に限ります。  
(急性または亜急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷、骨折、脱臼、不全骨折)

## 加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。  
資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動を締め切ります。加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。

◇ **加入**の場合の保険料は  
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。

◇ **喪失**の場合の保険料は  
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。



## 健康保険適用除外申請は忘れずに！

### 注意！！

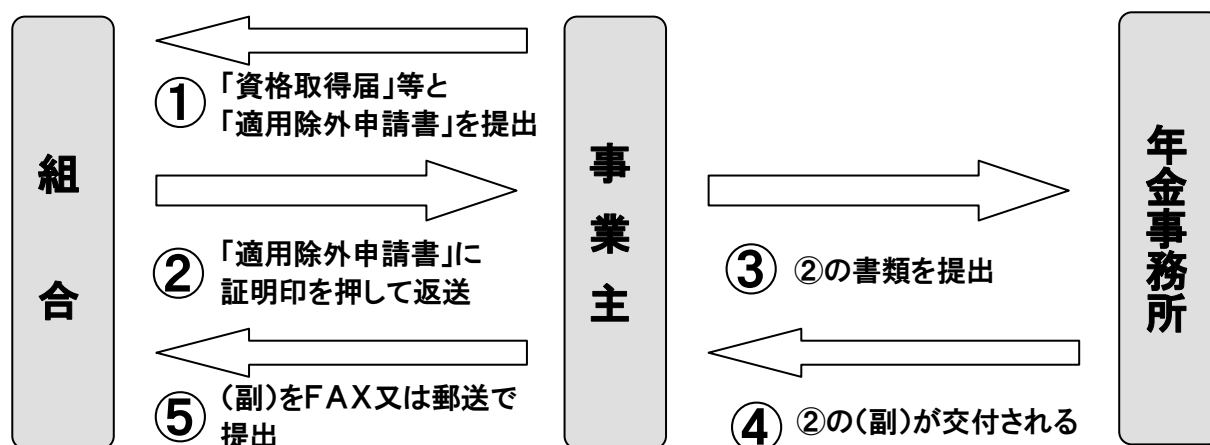
事実の発生した日から、**5日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、5日以内に届け出が出来なかった場合は、「5日以内に届出ができなかったその理由を記載した理由書」の添付が必要です。

### 法人事業所・常勤従業員が5人以上の個人事業所

**「法人事業所」**並びに**「常勤従業員が5人以上の個人事業所」**は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入する（資格継続）ことができます。

### 申請の流れ



### パートさんの取扱い

従業員の人数としてパート、アルバイトさんは人数に含める必要はありません。しかし、下記に該当する場合は常勤と同じ扱いを受けます。

労働日数  
1ヶ月の労働日数が常勤の4分の3以上  
労働時間  
1日の労働時間が常勤の4分の3以上

#### ◎パート証明

パート、アルバイト扱いの方は、パート証明を提出していただくことになります。様式は組合にありますのでご連絡下さい。

**パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。**

### 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、必ず組合へご連絡下さい。

## 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の内容やスケジュールについてご紹介します。

### 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)とは

国民一人一人に個人番号(マイナンバー)を付番し、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会的基盤です。マイナンバーが導入されることで、医療保険資格の異動手続をより正確に行うことが可能となり、被保険者に対して適性な社会保障制度の給付が可能となります。

- マイナンバーは、数字12桁(法人は13桁)の番号です。
- 原則、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

### 今後の主なスケジュール

#### 平成27年10月

- 住民票を有する全ての国民にマイナンバーが通知されます。

#### 平成28年 1月

- マイナンバーの利用が開始され、希望者には申請によりマイナンバーカード(IC カード)が交付されます。
- 社会保障・税・災害の行政手続きにマイナンバーが必要になります。



愛称：マイナちゃん

## キジマニアクラブ 終了のお知らせ

城島高原パークの「キジマニアクラブ」は、平成27年2月28日(土)をもちまして終了いたしました。これに伴い、キジマニアクラブのウェブクーポンも終了いたしました。

今後は、スマホ・ケータイから誰でもカンタン無料会員登録でお気軽にご利用いただける「城島高原モバイル」をご活用ください。

### 【城島高原モバイル】

<http://www.kijimakogen.jp/2014/07/kijima-mobile-info.html>



## 阿蘇ファームヴィレッジ現行宿泊優待プラン 終了のお知らせ

阿蘇ファームランドの「阿蘇ファームヴィレッジ」が複合型健康滞在リゾート「大自然阿蘇健康の森」にリニューアルされるのに伴い、現在の宿泊優待プラン(元気パック/ファームランドパック)が平成27年3月31日を持って終了となりますのでお知らせします。